

愛知県後期高齢者医療広域連合規則第3号

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を
改正する規則

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成20年広域連合規則第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和4年6月30日」を「令和4年9月30日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。